

し、憲章におけるこうした除外規定は、児童虐待を正当化する余地を残してしまう危険性がある。

また、96年の改正では、性行為の強制が家庭内暴力から除外されている。夫婦間の性的逸脱行為はその認定が難しいことと、譬えそうした行為があっても、夫婦が婚姻の継続を希望するのであれば、むしろ任意にカウンセリングなどを受けさせるほうが望ましいというのがその理由であるが¹⁵、これには反対意見がある¹⁶。もっとも、性行為の強制が「ハラスメント」として、憲章による保護命令の対象となる余地があることは国会審議の過程でも示唆されている¹⁷。

禁止命令には、こうした家庭内暴力が家族構成員に対しなされるか、なされるであろうことが「蓋然性の比較衡量」において認められ、且つ、保護の必要性があることが必要である（同65条1項）。このように、家庭内暴力が発生する前からの対応が可能であり、また証明の程度が「蓋然性の比較衡量」で足りるとされているため、被害者の迅速且つ適切な対応を図ることができる。

マレーシアの家庭内暴力の定義も、シンガポールの立法に影響を与えたものであるから、当然ながら互いに酷似している。しかし、性行為の強要とハラスメントの点で内容を異にしている。即ち、マレーシアの家庭内暴力法は、暴行若しくは脅迫により、性的なものと否とにかかわらず、被害者が拒否する権利を有する行動若しくは行為をするよう強要することも家庭内暴力とし（家暴法2条）、禁止命令の対象としているが、前述したようにシンガポールの家庭内暴力にこの種の行為類型は含まれていない。また、マレーシアでは、器物損壊など財産に対する侵害行為も家庭内暴力とされているが、これなどはシンガポールではハラスメント行為に該当する余地がある反面、精神的な嫌がらせなど有形力の行使を伴わないハラスメント行為はマレーシアでは保護の対象になり得ない。

（3）禁止命令の種類と請求手続

香港の禁止命令は、妨害禁止命令(non-molestation order)、退去命令(ouster order)、立入同意命令(entry order)から成る（家暴条3条1項）。裁判所は、他の救済手続の申立如何にかかわらず、被害者からの請求により、これらの命令を発することができる¹⁸。しかし、妨害禁止命令は、コモン・ロー上、加害者と同居を続け、且つ、同居を継続する意思がある請求人に対しては認められないとされているため¹⁹、加害配偶者との生活を望む被

¹⁴ LEONG WAI KUM, *supra* note 5, at 415.

¹⁵ *Id.* at 415-416.

¹⁶ Chan Wing Cheong, *supra* note 9, at 563-564.

¹⁷ LEONG WAI KUM, *supra* note 5, at 416.

¹⁸ 裁判所條例などに基づき、裁判所「固有」の権限として、禁止命令を発することもできるとされている。ATHENA NGA CHEE LIU, *supra* note 11, at 470.

¹⁹ *Id.* at 463.

害者には妨害禁止命令が認められないという重大な制約があるほか、退去命令や立入同意命令も、所有権などを事実上一時的に制約するような強力な内容であるため、謙抑的に用いられるべきであるとされている²⁰。

シンガポールの禁止命令は、家庭内暴力を禁止する保護命令(protection order)、共用住居の排他的占有命令(exclusive occupation order)、受講命令(counseling order)から成る(女憲65条1項)。後二者は、保護命令に付加されるものである。旧法の家庭退去命令(domestic exclusion order)の場合、暴力の行使か暴力行使の脅迫による保護命令違反があり、請求人等が身体的な暴力を受ける危険があるときにのみ制限的に認められたのに対し²¹、新しい排他的占有命令は、請求人の保護または身体の安全に対する必要性を満たすだけでよい(同5項)。さらに、新法は、旧法になかった受講命令を採用している。法案では、受講命令の対象は加害者だけであったが、新法では、被害者や子も対象に含まれている。保護命令や排他的占有命令が、ある意味で家庭内暴力の一時的な解決手段に止まるのに対し、受講命令は、加害者や被害者へのカウンセリングを通じて家庭再生を図る可能性を含んでいる点でより積極的な措置であると言えよう。但し、受講命令の効果を巡っては海外の研究でも評価が分かれており、慎重な対応がある。シンガポールの下級裁判所では、近く、受講命令を受けた加害者をカウンセリングや社会団体による社会復帰プログラムに参加させる治療的司法プログラム(therapeutic justice)を導入する予定である²²。プログラムへの参加状況を監督したり、ボランティアを加害者の家庭に派遣し、暴力の改善の度合いを評価・報告するなどした上で、裁判所の命令に反映することも行われるという。

なお、これら保護命令等の請求に対し、急迫した暴力の危険性が認められる場合には、緊急命令(expedited order)を発することもできる(同66条)。請求は、地方裁判所またはマジストレイト裁判所にするものとされているが(同64条)、95年に下級裁判所の一部として家庭裁判所が設置されたため、請求は全て家庭裁判所に対して行われている。97年11月には、家庭裁判所内に家庭保護部(Family Protection Unit)が設置され、保護命令請求を受理するほか、専門のカウンセラーが配置され、全ての保護命令請求人に対しインテイク面接を行い、受けた被害の程度や将来再び被害に遭うかどうかのリスクに関する判定を行っている。カウンセリングも実施しており、必要に応じて、被害者を外部の相談機関やシェルターに紹介している²³。そのため、家庭保護部では、幾つかの家庭サービスセンター(Family Service Centres)やシェルターとネットワークを結んでいる。

マレーシアの家庭内暴力法によれば、裁判所は、基本的な保護命令に加え、共用住居

²⁰ *Id.* at 469.

²¹ 通常は保護命令違反があった場合に発せられていたようである。ASSOCIATION OF WOMEN FOR ACTION AND RESEARCH & SINGAPORE ASSOCIATION OF WOMEN LAWYERS, MEN, WOMEN AND VIOLENCE: A HANDBOOK FOR SURVIVAL 76 (1988).

²² SINGAPORE JUDICIARY ANNUAL REPORT 1999 at 70. [hereinafter cited as JUDICIARY REPORT 1999].

²³ SINGAPORE JUDICIARY ANNUAL REPORT 1997 at 38.

の排他的占有、立入禁止、接触禁止、立入同意など様々な命令を付加することができる（家暴法5条・6条）。仮の保護命令の制度もある（同4条）。このうち、共用住居の排他的占有命令はシンガポールと同様であるが、マレーシアの場合、共用住居のみならず、被害者の住居や代替用住居に加害者が入ったり、被害者の職場、学校などの施設に立ち入ることも禁ずることができる点でより保護に厚いものとなっている。また、立会人なしで被害者と個人的に接触することを禁止・制限したり、書面や電話で連絡をとることを禁止することも可能である。但し、加害者が単独または共同で所有・賃借する共用住居から完全に退去させる命令は原則として行うことができず、当面の間、被害者の身体の安全を確保する方法が他にないと判断した場合に限って、例外的に行われるもの（同6条4項）。さらに、被害者の代替用住居が見つかった場合、加害者が単独で所有・賃借している住居であれば、裁判所は必ず排他的占有命令を取り消さなければならず、共同で所有・賃借している場合は、裁量的に取り消すことができる（同6条4項後段）。代替用住居とは、家庭内暴力により被害者が移ることを余技なくされる家屋または宿泊施設を言い（同2条）、シェルターもこれに含まれる。しかし、シェルターの手配ができた場合などに、排他的占有命令を取り消すのは、被害者の保護に悖るとの批判がある²⁴。

マレーシアの家庭内暴力法で特徴的なのは、保護命令請求がなされた場合、裁判所の裁量により、保護命令の代わりに、或いは、それと併せて、関係当事者を社会福祉省が管轄する調停機関に送致したり、加害者などをリハビリ療法や心理療法などのカウンセリングを受けさせることができることである（同11条）。そして、こうした命令を行うためには、家庭内暴力の状況や原因、解決の可能性などに関する情報が必要になることから、裁判所は社会福祉関係の職員などから助言を受けることができるものとされている。

このようにマレーシアの家庭内暴力法による保護命令は、香港はもとより、シンガポールの制度と比較した場合、被害者保護に関する幾つかの面で優れた内容をもっていることは確かである。しかし、マレーシアの場合、保護命令の手續に決定的な問題がある。保護命令や仮の保護命令は、被害者の通報や告訴に基づき刑事手續が進行している間ではなければ²⁵、これを請求することができないとされているため（同4条・5条・12条・13条）、家庭内暴力の被害者は、まず被害事実を警察に通報し、その後、警察による捜査が行われて初めて、仮の保護命令を請求することができる。保護命令にしても、被害者は告訴を行い、加害者に対する刑事手續が進められていることが要件となる。つまり、被害者は、加害者の処罰を前提として保護命令を受けることになる。しかし、そう

²⁴ Nor Aini Abdullah, *Domestic Violence Act 1994: An End to a Nightmare?* [1995] 1 MLJ xli, xliv, Nor Aini Abdullah, *Domestic Violence Act 1994: A Long Journey to Justice*, in A COLLECTION OF SOCIO-LEGAL ESSAYS 153, 164-165 (Mimi Kamariah Majid ed., 1996).

²⁵ マレーシアの被害者による通報や告訴については、拙稿「アジアの被害者学序論」被害者学研究(1995)3頁参照。なお、告訴(complaint)は、マジストレイト裁判所に対して行う一種の私人訴追を意味する。Criminal Procedure Code, Act 593, §108(1). ch.15-16.

なると、加害者の処罰や離婚を望まない被害者は、保護命令を実質的に受けられないことになってしまう。マレーシアでも、「このような規定は、夫を刑務所へ送ることなしに自分たちを守る女性の選択権を否定している」との批判が法律の施行前から既になされている²⁶。

さらに、マレーシアでは、単純な傷害罪(刑法323条)は不可逮捕罪(non-seizable offence)とされており、検察官の命令がない限り捜査ができず、通常は、マジストレイトに送致して、告訴の審査手続を経ることとなっている。このため、仮の保護命令を請求するため家庭内暴力を通報したとしても、重傷害罪など可逮捕罪に該当しない限り、直ちに捜査が行われず、告訴の審査手続を経なければ、仮の保護命令を請求することができないという問題がある。そして、実際、家庭内暴力の被害者が告訴の手続を取ることは家庭内暴力法が「家庭内暴力罪」といったような構成要件を定め、これを可逮捕罪に指定すべきだとの主張は²⁷、こうしたマレーシアの刑事手続の特色に由来するものである。

このように、マレーシアの保護命令制度は刑事手続と連動していることが最大の障害である。実際、保護命令を請求しても、途中で請求を取り下げる場合が極めて多いことが指摘されている。実務の上でも、仮の保護命令を請求する手続が煩雑な上、警察官の知識が乏しいため、本来、24時間以内に発せられるのが望ましいはずの仮の保護命令が、数日から数カ月もかかっているとの批判がなされている²⁸。

(4) 命令違反に対する制裁

香港では、実際に身体に危害を加えたと認められる場合、禁止命令に逮捕権限を付与することができ、その上で、暴力の行使や禁止地区への立入りにより命令に違反したという合理的な疑いがあれば、警察官は無令状で加害者を逮捕することが認められている(家暴条5条)。被逮捕者は逮捕の翌日までに裁判所に引致され、保釈を認める場合以外²⁹、その日の間に限って身柄を拘束することができる。しかし、違反に対する制裁は特に規定されていないため、後は法定侮辱の適用が問題となるに過ぎない³⁰。

シンガポールでも、旧法では、香港同様、保護命令違反があった場合でも、明確な制裁が予定されておらず、逮捕権限が命令に付加されている場合、精々、無令状で加害者を逮捕できる程度であった。命令違反に対する法廷侮辱罪も適用されることがないと言われる³¹。そこで、新法は、まず、保護命令等(緊急保護命令や排他的使用命令を含むが、

²⁶ Nor Aini Abdullah (1995), *supra* note 24, at xliii-xliv, Nor Aini Abdullah (1996), *supra* note 24, at 164.

²⁷ Nor Aini Abdullah (1995), *supra* note 24, at xli-xliii, Nor Aini Abdullah (1996), *supra* note 24, at 160-163.

²⁸ Beverley Lim, *Protecting Victims of Domestic Violence*, New Straits Times, Feb. 7, 2000.

²⁹ 保釈については、同條例の施行規則に規定がある。Domestic Violence Rules, Cap.189 Subsidiary Legislation § 6.

³⁰ ATHENA NGA CHEE LIU, *supra* note 11, at 474.

³¹ LEONG WAI KUM, *supra* note 5, at 407.

受講命令を除く)に対する故意の違反を可逮捕罪に指定し(女憲65条11項)、保護命令違反の場合には、常に無令状で逮捕ができるよう改正を行っている。さらに、保護命令違反に対しては、初犯の場合、2,000ドル以下の罰金または6月未満の拘禁刑を、再犯の場合には、5,000ドル以下の罰金または12月以下の拘禁刑を科することができるものとした(同8項)。罰金と拘禁刑の併科も可能である。他方、受講命令違反に対しては、故意に行われた場合でなくとも、法廷侮辱罪が適用される(同9項)。さらに、これらの刑罰に加え、排他的占有命令、受講命令その他の命令を新たに発することもできる(同7項)。このように、旧法では、家族法たる女性憲章による禁止命令が効を奏しなかった場合、家庭内暴力加害者に対する処罰の是非は刑事法上の対応に委ねていたのに対し、新法は、加害者の処罰まで家族法上で図ろうとしており、シンガポールでは、こうした法改正を「家族法の刑事法化」として捉える向きもある³²。

この点は、マレーシアの家庭内暴力法も同じである。保護命令やその他の命令に対する違反を犯罪として定め、単純な命令違反に対しては、2,000リンギット以下の罰金または6月以下の拘禁刑(又は、その併科)を、暴力を伴う保護命令違反には4,000リンギット以下の罰金または1年以下の拘禁刑(又は、その併科)を科することができる(家暴法8条)。累犯の場合には、さらに重い刑罰が予定されている。ただ、シンガポールでは命令違反を可逮捕罪とし、常時、無令状逮捕を認めるのに対し、マレーシアでは、逮捕権限が命令に付加され、暴力や禁止地域への侵入を理由として命令に違反しているとの合理的な理由(reasonable cause)がある場合にのみ無令状逮捕を認めている(家暴法7条)。これとの関連で、逮捕権限が仮の保護命令に付加されていなかったため、違反があった場合でも加害者の処罰ができず、却って加害者が自分の行為を正当化することを許してしまうことがあるとの指摘がなされている³³。しかも、マレーシアの仮の保護命令は、単に「被保護者に対して家庭内暴力を行う」ことを禁ずる旨しか表記されていないため、何をもって命令違反とするのかが曖昧になってしまっているという。

(5) 家庭内暴力被害者に対するその他の支援

香港の家庭内暴力條例による禁止命令には被害者保護の面で大きな制約があることは否めない。一方、香港では、警察、社会福祉局、法務局、法律扶助局、保健局、教育局、住宅局、病院、民間団体などにより96年に策定された「配偶者暴力事件の処理に関する総合ガイドライン」に基づき家庭内暴力被害者の保護に関する総合的な取り組みがなされており、全体としては充実した支援体制が敷かれている³⁴。

例えば、警察では、家庭内暴力條例に基づく禁止命令に関する情報をオンライン・コ

³² LEONG WAI KUM, *supra* note 5, at 407-408.

³³ Beverley Lim, *supra* note 28.

³⁴ MULTI-DISCIPLINARY GUIDELINES ON THE HANDLING OF BATTERED SPOUSE CASES (Working Group on Battered Spouse ed. 1996). [hereinafter cited as MULTI-DISCIPLINARY GUIDELINES.]

ンピュータ (Enhanced Police Operational Nominal Index Computer System) に登録し、現場の警察官が直ちに禁止命令や逮捕権限の有無を確認できるようにしている。また、家庭内暴力の通報があった場合、被害者には支援の内容や手続について説明したカード³⁵を渡し、収容保護が必要な場合にはシェルターへの入所手続をとっている。事案の重大性や被害者の意思などを考慮し事件を立件しない場合でも、警察は、被害者の希望を斟酌した上で、加害者に「家庭事件告知書」(Domestic Incident Notice) と呼ばれる書類を交付している。これは、被害者から被害事実の申告があり、今回は被害者が告訴による刑事手続を希望しなかったものの、加害者の行為は刑罰が予定された法令に違反に該当する真がある旨を伝えるもので、パトカーや事情聴取室に常備されている。加害者、被害者、警察官、被害事実、日時などを記載し、半券を被害者に、残り半券を加害者に交付した上、警察署に記録が残される。一種の警告文に見えなくもないが、警告文は却って加害者を刺激するため、あくまで加害者の行動が侵す法令に関心を向けるためのものであることが強調されている³⁶。この書類は、将来、刑事手続や離婚などの民事手続においても被害事実を裏付ける重要な書類になる。

また、現在、香港では、3つのシェルターが設置されている。このうち、Wai On Home for Women は社会福祉局が運営する公立のシェルターであるのに対し、Harmony House と Serene Court はN G Oが運営している。定員は、全部で120名である³⁷。警察、社会福祉局の家庭サービス・センター(Family Service Centre)、病院に付設された医療社会サービス班 (Medical Social Service Unit) からの紹介によるほか、被害者が直接入所の申込みをすることもできる。被害者は、3か月を限度として在所することができ、子供も12歳までであれば同居が認められる。96年度以降、3つの施設で年間1,000強の入所者がある³⁸。このほか、社会福祉部や女性センター連盟(Federation of Women's Centres)など民間団体による電話相談やカウンセリング、法律扶助局による法律扶助、住宅局(Housing Department)による公共住宅提供制度(compassionate rehousing)が実施されている。

シンガポールでは、家庭内暴力に対する保護命令請求事件の審理においてもビデオ・リンク方式による証言が導入されている。民間福祉団体の連盟である社会サービス全国評議会(National Council of Social Services - NCSS)と地域開発省が運営を支援している家庭サービス・センター(Family Service Center)³⁹のうち1箇所のセンターと家庭裁判所のビデオ・リンク設備が1999年に完成し、家庭内暴力の被害者は、裁判所に出向かずとも、センターからビデオ・リンク方式で審理に参加することができるようになった⁴⁰。家庭

³⁵ Hong Kong Police, Victims of Domestic Violence Advice Card, Pol 916.

³⁶ MULTI-DISCIPLINARY GUIDELINES, *supra* note 34, at 19.

³⁷ Social Welfare Department, Services for Battered Spouses.

³⁸ *Ibid.*

³⁹ COMMUNITY JUSTICE GUIDE 49-50 (Subordinate Courts et al. eds.), SINGAPORE 1999 at 198 (Ministry of Information and the Arts ed., 1999).

⁴⁰ JUDICIARY REPORT 1999, *supra* note 22, at 73-74.

サービス・センターやムスリム専門家協会(Association of Muslim Professionals)などの民間ボランティアが、裁判手続の間、付添いなど被害者に対する精神的な支援を行っている。

また、シンガポールでは、下級裁判所（家庭裁判所）に裁判所カウンセリング部が置かれ、家庭内暴力問題に関する研修や啓蒙活動を行うほか、家庭裁判所内に医療クリニックを設置している。同クリニックは、98年末に開設され、女性医師協会(Association of Women Doctors)に所属する医師がボランティアで勤務し、家庭内暴力の被害者に対し無料で診察を行い、保護命令の請求に必要な診断書の作成を行っている⁴¹。さらに、99年、裁判所内に託児所が設けられ、裁判所を訪れた関係者が、審理や手続の間、子供を預けることができるようになったことは⁴²、家庭内暴力被害者にとっても有益であろうと思われる。

マレーシアの家庭内暴力法には、保護命令関連の規定以外に、家庭内暴力の被害者による損害賠償請求に関する規定（家暴法10条）や被害者の支援活動に関する規定（同19条）が置かれている。特に、告訴提起における援助、交通手段の提供、権利告知、エスコート・サービスなど家庭内暴力被害者に対する支援活動が警察官または社会福祉省職員の職務であることを明記している。しかし、警察による被害者支援体制が未だ十分でないことから、家庭内暴力被害者の保護や支援は、専ら社会福祉省の事務所や民間団体に委ねられているのが現状である。

3 台湾～家庭内暴力防止法～

1998年、台湾において家庭内暴力防止法（以下、防止法という）が成立した⁴³。同法のうち、総則ほか一部の規定は公布とともに即時施行され、民事や刑事手続に関する規定については、公布から1年が経過した99年6月から施行されている。防止法は、「家庭平和の促進、家庭内暴力行為の防止及び被害者権益の保護」（防止法1条）に必要な行政、民事、刑事の各分野における措置や処分を規定する総合的な立法であることを特色とし、この点で、民事的な禁止命令を中心とする香港、シンガポール、マレーシアの立法とは一線を画す。

（1）民事法上の保護～保護令～

防止法は、民事的な措置として、裁判所による通常保護令と一時保護令の手続を定めている。要件となる家庭内暴力は、「家族構成員間で行われた身体又は精神を不法に侵害する行為」（防止法2条）とされている。従って、単に身体への侵襲だけでなく、精神的虐待やハラスメントに該当するような行為や態度までもが対象となる。家族構成員

⁴¹ Singapore Judiciary Annual Report 1998 at 34, 69.

⁴² JUDICIARY REPORT 1999, *supra* note 22, at 90.

⁴³ 家庭内暴力防治法（中華民國87年6月24日總統令公布）。